

令和7年度 当山小学校いじめ防止基本方針

浦添市立当山小学校

1 基本的な考え方（基本理念）

いじめは、「人間として絶対に許されない行為」である。しかし、「どの子にも、どの学校にも起こり得る」ことから、教職員一人一人が、いじめへの適切な対応と児童生徒自らいじめを解決する力を身に付けるための指導の在り方等について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る必要がある。

【いじめを許さない学校づくり】

- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。
- いじめている児童生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

(1) いじめの定義

★『いじめ防止対策推進法』〔平成25年9月28日施行〕より

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(2) いじめに対する基本的認識

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

2 いじめの防止等のための組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。

(1) 生徒指導・教育相談部会（校内いじめ防止委員会）

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当教諭、養護教諭（教育相談担当）、各学年生徒指導・教育相談担当教諭、その他からなる生徒指導・教育相談部会のメンバーが**校内いじめ防止対策委員会**のメンバーを兼務し、いじめ防止の全体計画を策定したり、いじめ発見のための調査などを行う。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

職員会議や職員集会の場で、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 校内いじめ対策委員会

いじめに関することで、緊急に話し合わなければいけない問題が起きた場合は、臨時に**校内いじめ対策委員会**を開くことができる。

【校内いじめ対策委員会メンバー】

- ①校長 ②教頭 ④生徒指導主事 ⑤学年主任 ⑥教育相談担当教諭
②養護教諭（教育相談担当）⑧関係教諭 ⑨各学年生徒指導・教育相談担当教諭
⑩その他

〔内容〕

★関係機関との連携 ★保護者への対応 ★いじめ事案への対応や指導方針等の協議等

(4) いじめ防止対策推進法に基づく学校のいじめ問題に対する日常の取組

- ①職員会議等を通じて共通理解を図った ②校内研修を実施した
③道徳や学級活動の時間に取り上げた ④児童・生徒会活動等
⑤SC、相談員、養護教諭の活用 ⑥学校以外の相談窓口の周知
⑦学校いじめ防止基本方針をHPに公表 ⑧PTA、地域関係団体との連携
⑨ネットいじめ等の啓発活動 ⑩学校いじめ防止基本方針の見直し
⑪組織の招集

3 「いじめの未然防止」について

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

(1) 教職員 → 『気づく“目”を育て、起こらない“土壌”をつくる』

- ①教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
②人権感覚を磨き、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
③効果的な校内研修の方法を工夫する。
④家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。

- 校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。
- 教職員が、子どもたちの意見をきちんと受け止めて聞いている。
- 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。
- 教職員自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを強く自覚している。

(2) 児童生徒の豊かな心と実践力の育成【道徳や特別活動】

①道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の

大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。

②児童会や生徒会など、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

- 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
- 子どもたちが規範意識を持ち、規律ある学校生活を送っている。
- 表情が明るく、にこやかで言葉遣いが適切である。
- 明るくあいさつを交わす。
- 児童会・生徒会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 教室や学校が清潔で、整理整頓されている。
- 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。
- 地域住民や保護者等が気軽に来校し、学校の活動に参加・協力する。

(3) 教育相談体制

①教育相談支援員やスクールカウンセラー、小中アシスト相談員、市町村教育委員会の相談機関等の活用について、児童生徒や家庭に周知するとともに、相談室の整備など相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。

②校長の指導の下、教職員が児童生徒との信頼関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

<教育相談週間> 全児童対象 令和6年 5月28日(火)～31日(金)
令和6年 9月 3日(火)・5(木)・10(火)

<教育相談事前アンケート、毎月の「生活アンケート」、>

アンケート後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

4 「いじめの早期発見」について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

(1) いじめに係る情報収集・実態の把握

①教師が豊かな感性で日頃から児童生徒理解、観察に努める。

②児童生徒との信頼関係を築くとともに、児童生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

<いじめに関する情報収集及び実態把握の方法>

- | | | |
|---------|----------|----------------|
| 1 アンケート | 2 個人面談 | 3 日常的な観察 |
| 4 日記 | 5 心理テスト等 | 6 本人や保護者からの訴え等 |

<学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント>

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしやどよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろうしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うとき特定の子ども名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

<家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント>

- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかつたりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。

- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

＜地域からの情報＞

自治会やPTA等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童生徒の様子を報告してもらおう。

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている。登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道端や公園などで、一人ぼつんとしている。
- 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

5 「いじめに対する措置」について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員では抱え込まず、速やかに「校内いじめ対策委員会」を開くなど組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめ被害者への対応

- ①潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。
- ②被害を受けた児童生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
- ③教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を与えるよう努める。
- ④被害を受けている児童生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- ⑤学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- ⑥自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- ⑦家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- ⑧加害者の児童生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。
- ⑨子育てに自信を失っている保護者には、連携を図りつつ、元気づける。

< 家庭での対応として >

1 いじめられている事実が判明した場合の対応

- ・家庭における「子どもの居場所」を確保する。
- ・不安を除去し、安全の確保に努める。
- ・「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
- ・学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
- ・ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
- ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

2 些細な変化（危険信号）に気づく（特に自殺のサイン）

- ・死につながるような発言はないか？
- ・自殺のニュース等に対し同情する発言はないか？
- ・眠れない様子はないか？
- ・死を賛美する言動はないか？

(2) いじめ加害者への対応

① 基本的な姿勢

ア その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する

イ いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等について、共感的に理解するとともに、いじめた児童生徒の心の内面を理解するよう努める。

→ 心理的ケアを十分に行う。

- 1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気醸成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害児童生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの児童生徒も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

② 教師の対応

- 1 いじめを完全にやめさせる。
- 2 いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- 3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
 - ・何があったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃からか？ ・どこで？
 - ・どんな気持ち？ ・どんな方法で？ ・誰が（命令）したのか？ ・複数？ 等。
- 4 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- 5 相手に与えた苦しみ、痛み気づかせる。
- 6 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- 8 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- 9 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

<対応のポイント>

- ① 「事実はしっかり認めさせる」
- ② 「決して言い逃れはさせない」
- ③ 「きちんと謝罪をさせる」
- ④ 「それ以上罰しない」
- ⑤ 「今まで以上に関わりをもつ」

③ 保護者への対応

- 1 保護者の心情を理解する
 - ・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等。
 - ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
 - ・子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- 2 事実関係は正確に伝える
 - ・憶測で話をしない。
 - ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- 3 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする
 - ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- 4 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す
 - ・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

<家庭での対応>

- 1 両親が一緒に叱責しない
 - ・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
- 2 事実を聞き出す
 - ・どんな行動をしたのか？ ・その結果どうなったのか？
- 3 徹底的にいじめを否定する
 - ・「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない」
 - ・「いじめられた子は苦しんでいる」
 - ・「おまえの気持ちはわかった、一緒に考えよう」 等。
- 4 きちんと謝罪する
 - ・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で 謝罪を行う。
- 5 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

(3) ネット上のいじめへの対応

① ネット上のいじめの特徴

- 1 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- 2 インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- 3 インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアク

セスされる危険性がある。

- 4 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

② 掲示板等への誹謗中傷等への対応

- 1 ネットいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談
- 2 書き込み内容の確認
 - 当該掲示板等のアドレスの確認と記録
 - 書き込み内容の保存（プリントアウト）
 - ※携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する等
- 3 掲示板等の管理者に削除依頼
 - 管理者への連絡方法（メール）の確認
 - 利用規約等を確認の上、削除依頼を実施。
 - ※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。
- 4 掲示板等のプロバイダに削除依頼
 - 管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。
 - ※削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、法務局などに相談する。

③ 「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

- 1 児童生徒への対応
 - 被害児童生徒への対応きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。
 - 加害児童生徒への対応
加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。
 - 全校児童生徒への対応
個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。
- 2 保護者への対応
 - 迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義 ★(令和6年度挿入・引用:いじめ重大事態に関するガイドライン)

①法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(第2号)とされている。

②重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。

③重大事態の判断を行うのは、学校の設置者又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、学校の設置者又は学校として判断する。

二十八条一の例示

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

二十八条二の例示

- 年間30日以上欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合も重大事態と判断する必要がある。

※「児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」

(2) 学校における平時からの備え(令和6年度挿入・引用:いじめ重大事態に関するガイドライン)

年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておくことが必要であり、実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応する。また、学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(3) 対象児童・保護者への接し方(令和6年度挿入・引用:いじめ重大事態に関するガイドライン)

児童生徒に重大な被害(自殺や不登校等)が発生した際に、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意する。対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校として、自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。状況を把握できていない中で断片的な情報を発すると、それが一人歩きしてしまうことに注意する。また、対象児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、対象児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎む。

対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校として、自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。

(4) 重大事態の報告について

学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会や関係機関へ重大事態の発生について報告する。

(5) 重大事態の調査について(令和6年度挿入・引用:いじめ重大事態に関するガイドライン)

重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる。「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報が記録として残っていることが望ましく、例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録が望ましい。日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する。

※二十八条で、「組織を設けて調査を行う主体とは、教育委員会である。」

(6) 重大事態の調査組織

- ① 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは調査のための組織を設ける。
- ② 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験がある者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係のない者(第三者)とする。
- ③ 学校が調査の主体となる場合、調査等の迅速性が求められるため、「法」第22条に基づく「学校組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなど の方法によることも考えられる。

(7) 重大事態の調査の実施にあたって

①調査にあたっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要がある。

②市教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあっても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む必要がある。

○いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

○いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に質問紙調査や聴き取り調査を行うことも考えられる。

○調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

○いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

○いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

○いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに迅速に当該保護者と今後の調査について協議してあたる必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

※ 調査後は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に情報を提供する責任がある。

(6) 資料の収集・保存(令和6年度挿入・引用:いじめ重大事態に関するガイドライン)

調査中に関係資料(アンケートの質問票や聴取結果をまとめた文書等)を誤って廃棄することのないようにするため、また、対象児童生徒・保護者から、重大な被害が発生してから一定期間が経過した後に「いじめにより重大な被害が生じた」等の申立てがなされる場合があることを踏まえ、学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めておく。この点、アンケートの質問票や対象児童生徒・関係児童生徒等からの回答、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえて**5年**とする。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても保存期間を定めることが必要であり、**5年**とする。

7 年間計画及び評価

(1) いじめ防止の年間指導計画

	未然防止の取組 (学力向上・規律・自己有用感)	早期発見の取組	いじめに対する 処置の取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> 学級開き（始業式・入学式） 学校生活のきまりの確認 授業の心得の確認 集団行動訓練 人権の日 ・春の遠足 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 教えて教えてアンケート 	(通年の取組) ・校内いじめ防止委員会（生徒指導・教育相談委員会）を設置し、いじめ防止や対策、対応を検討する。 ・教師や教育相談支援員等による支援 ・SCによるカウンセリング ・校内いじめ対策委員会（臨時）
5月	<ul style="list-style-type: none"> 人権の日 教育相談週間 避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 教えて教えてアンケート 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 人権の日 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 教えて教えてアンケート 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 人権の日 校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 教えて教えてアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止委員会【反省・評価・取組の見直し等】
8月	<ul style="list-style-type: none"> 「夏季休業明けの問題行動等の未然防止運動」～9月はチャンス！！学校が一丸となった事前準備を！～【教育計画参照】 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 教えて教えてアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議で夏休み明けに向けて、全職員共通に事前準備を確認する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> 人権の日 避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 教えて教えてアンケート 	(通年の取組) ・校内いじめ防止委員会（生徒指導・教育相談委員会）を設置し、いじめ防止や対策、対応を検討する。 ・教師や教育相談支援員等による支援 ・SCによるカウンセリング ・校内いじめ対策委員会（臨時）
10月	<ul style="list-style-type: none"> 人権の日 体育発表会 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 教えて教えてアンケート 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 人権の日 修学旅行（6年生） 宿泊学習（5年生） 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 教えて教えてアンケート 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 人権の日（人権教育週間） エイズ教育 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 教えて教えてアンケート 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> 人権の日 校内書き初め会 音楽発表会 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 教えて教えてアンケート 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 人権の日 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 教えて教えてアンケート 	

3月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の日 ・卒業を祝う会 ・卒業式 ・修了式・離任式 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の問題行動調査 ・教えて教えてアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会 【反省・評価・取組の見直し等】
----	--	--	--

(2) 評価

いじめ防止委員会は、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

8 P T A 及び関係機関等との連携について

P T A の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

- (1) 学校は地域と警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。
- (2) 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の浦添警察書や浦添市教育委員会（学校教育課・子ども青少年課）等に相談し、連携して対応することが大切である。
- (3) 児童生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。
- (4) いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、各種相談員、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。